

個人情報保護に配慮した 職域のための肝炎ウイルス検査導入マニュアルの作成

研究分担者：川波祥子 産業医科大学 産業保健管理学

研究協力者：遠藤友貴美、佐久間卓生、横谷俊孝、權守直紀、堀江正知（産業医科大学 産業保健管理学）、奈良井理恵（マツダ）、中川知（住友重機械工業）、龍岡資晃（西綜合法律事務所）

研究要旨：就労世代における無自覚な肝炎ウイルス感染者に対し検査の受検を促すため、職域での個人情報保護に配慮した、肝炎ウイルス検査マニュアルの原案を作成し、内容に関して専門職を交え討議を重ねた。国内の大多数を占める中小規模事業所での実施を促進するためには、事業者の動機づけを促す働きかけが必要であると考え、マニュアルの作成と並行して、検査実施の動機づけを目的とした事業者向けの啓発資料（リーフレット）も作成した。マニュアルに関しては、利便性や最新の詳細な情報提供を行うため、web 形式で公開することとした。平成 27 年の個人情報保護法の改正（以下、改正個人情報保護法）に伴いウイルス検査結果のような機微な情報は、要配慮個人情報としてその取扱いや同意取得がより厳格化する必要があることから、web 形式で公開したマニュアルで示した同意書例は全てオプトイン方式を採用した。

A. 研究目的

国内に 210～280 万人いると推計されるウイルス性肝炎患者のうち、約 80 万人は自身の感染を知らないといわれており、潜在患者に対する肝炎ウイルス検査の受検促進は肝炎対策の喫緊の課題である。職域においては、法定の健康診断項目に肝炎ウイルス検査が含まれていないことから、一部の大企業を除き、毎年健康診断を受けているにも関わらず、多くの労働者は自身の肝炎ウイルス感染に気付いていない。従って職域での検査の普及は労働者層の潜在的陽性者を早期治療につなげるために重要な課題とされてきた。

一方で、改正個人情報保護法により、肝炎ウイルス検査等の健康診断の結果は要配慮個人情報としてその取扱いが厳格化され、事業者が検査実施に慎重になる可能性が懸念される。

本研究では、昨年度の事業者向けの肝炎ウイルス検査の啓発リーフレットの作成に続き、検討を継続してきたホームページ、「職域のための肝炎ウイルス検査導入マニュアル」を完成させ、web 上に公開することを目

的とした。

B. 研究方法

昨年作成した、検査導入マニュアルについて、企業の産業医、衛生管理、及び法律の専門職を交えて討論を重ね、マニュアルの内容の検討、修正を行った。第 1 回分担班会議（2016 年 7 月 29 日）ではマニュアル草案について議論し、課題を抽出した。第 2 回分担班会議（2016 年 10 月 14 日）では、マニュアル修正案に対し、特に要配慮個人情報の取扱いに重点をおいて意見交換、検討を行った。これらの検討会議を経て完成させたマニュアルを web 形式で公開した。

C. 研究結果

1 マニュアルの検討と公開

第 1 回分担班会議では、以下の 4 つの構成要素を基本方針としたマニュアルを作成し、web 上で公開する草案を提示した。

事業者や実施を検討する者への啓発
検査を導入するにあたっての取決め事項
肝炎ウイルス検査に関わる Q&A
参考資料

第1回分担班会議の中では、web上で公開するに際して、掲載する情報量をスリム化し、スマートフォンからも気軽にアクセスができるような構成をという意見があった。そのためスマートフォンでも操作しやすい様、デザインを改善した。昨年度作成した肝炎ウイルス検査啓発リーフレットにはホームページへ容易にアクセス出来るよう、URLとQRコードを掲載したが、ホームページにも啓発リーフレットを容易にダウンロードできるようにし、相互の利用促進を図ることとした。

会議の際に、肝炎ウイルス検査の受検の機会の提供と同意の取得方法が論点となった。職域で受検の機会を提供すべきである一方で、いかに法定項目でない肝炎ウイルス検査を職域の健康診断に組み込むか、また合理的かつ適切な説明と同意を取得すべきか等について課題が残った。これらに関しては改正個人情報保護法とそのガイドラインの方向性を見極めつつ、更なる検討を重ね、同意の取得の方法を明確化する方針とした。

第2回班会議ではマニュアル修正案に対し、再度検討を行った。その結果、事業所が肝炎検査を実施する際には、以下の手続きを実施する必要があると考え、この方針に沿ってマニュアルを整理した。

- (1) まず安全衛生委員会等で審議し、必要に応じ労使協定での説明と合意を経て、事業所としての実施を決定する。
- (2) 決定した内容を社員へ通知する。すべての社員へ周知する手段としては、集団での説明会や社内報、イントラネット掲示等を活用する方法がある。
- (3) 肝炎ウイルス検査結果は、要配慮個人情報に該当するため、原則として取得には本人の同意が必要であり、受検の同意は、オプトアウト形式ではなく社員個別の同意を取得するオプトイン形式を用いることを原則とする。マニュアルでは、説明文書、オプトイン方式の同意書の様式例を示した。(図1・図2)
- (4) 産業医などの医療職がいる事業所では本人の同意の元、健康管理部門が結果を取得し、陽性者の受診勧奨などの健康管理に活用する場合が考えられる。この時も、結果を取得する担当者や利用の範囲を労働者に明示し、個別の同意を取得す

る。

尚、同意の取得に当たっては、労働者が事業所の指揮命令下にあるという特殊性から、同意を強制される可能性が指摘された。そのような方法で得た同意は無効であり、強制することはあってはならないことを強調する必要があるとの意見が出された。また同意を取得しない検査の実施や結果の把握がプライバシーの侵害となった判例を紹介する案が提案された。

以上のような内容を踏まえた上で、ホームページの最終案を作成し、web形式で公開した(図3)。

表 ホームページ目次

はじめに(啓発)

肝炎の基礎知識や、職域での検査の必要性について解説

肝炎ウイルス検査を実施しよう

肝炎ウイルス検査の実施に当たって設定すべきルールについて、事業所が独自で実施する場合、健保組合等と連携して実施する場合、自治体の検診事業を活用する場合の3つに分けて解説

コラム

肝炎にまつわる判例など法的なトピックを解説

肝炎ウイルス検査のQ&A集

本文で補足が必要と考えられた項目をQ&A形式で解説

参考資料

参考になるWebサイトや関係法規、検査の説明文書例、個別の同意書例

D. 考察

改正個人情報保護法により、肝炎ウイルス検査結果等の健康診断の結果は、機微な情報で、要配慮個人情報と位置づけられ、より厳格な取扱いが求められることとなった。そのため、今回公開したマニュアルでは、肝炎ウイルス検査を実施する場合の社員個別の同意の取得方法に関して、オプトイン方式を原則とすることを提言した。ただし、現状では多くの事業所で、法定外の検査項目がオプトアウト方式で実施されている実態があると

推測されること、またオプトイン方式での同意取得は事務作業として一層煩雑となるため、敬遠されがちとなる恐れがある。しかし、手続きが今よりも煩雑となっても、事後的にトラブル、紛議を避けるためにはオプトイン方式による方が望ましく、また長期的に見た場合、この方が肝炎検査に対する理解を深め、検査を推進する上でも効果があるのではないかとの考えから、本マニュアルでは、オプトイン方式を原則として示した。今後、職場での健康診断領域で肝炎ウイルス検査の実施を促進するためには、円滑な実施のための運用方法の検討や整理を行っていく必要がある。

尚、個人情報の取扱いが厳格化されたことで、手続きの手間や、肝炎ウイルス検査結果の不正使用や情報漏えいのリスクを避けるために、既に検査を実施し、産業医等が健康管理に結果を活用している積極的な事業所において実施や結果の取得を敬遠する可能性が考えられる。これは労働者にとっては不利益となりうるので、要配慮個人情報であっても、適切に取扱えば、労働者や会社の健康経営のための利益となるものであり、事業所として肝炎ウイルス検査を実施する意義は大きいことを強調することが重要である。

一方、国内の99%以上の労働者が勤める中小規模事業所では、事業所内に医療職がいないなど、要配慮個人情報を管理する体制がない、もしくは、健康管理にコストをかける余裕がない事業所も多い。従って、本研究では事業所が費用を負担して健診項目に追加するという一律の方法に限定せず、自治体や健保組合の利用などの多様な方法を提言することで、情報管理やコストに関する抵抗感を下げ、検査導入を促すことが重要と考え、今回のマニュアルの構成に取り入れた。

またマニュアルでは、同意書の様式例や判例、Q&Aを示し、わかりやすく事業主に伝えることを心掛けた。

今後はホームページ公開による効果を検証するために、アクセス数をフォローし、内容については適宜最新の情報を取り入れて情報提供していく予定である。

E. 結論

個人情報保護に配慮した「職域のための肝炎ウイルス検査導入マニュアル」を作成し、web上で公開した。マニュアルは、要配慮個人情報の適切な取扱いに重点を置き、また小規模事業所での実施の負担感を軽減するために健保組合等との連携や自治体検診の活用についても積極的に情報提供した。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表(本研究に関わるもの)

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

肝炎ウイルス検査実施の説明文書の例

B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査について

肝炎ってどんな病気？

B型肝炎ウイルス（HBV）やC型肝炎ウイルス（HCV）は、主に感染している人の血液や体液で感染します。ウイルスが体内で増殖すると、一定期間（潜伏期）を経てから急性肝炎や肝硬変、肝がんを発症することがあります。肝炎ウイルスに感染している人は国内で210～275万人との報告があり、国内最大の感染症の一つと言えます。

検査の必要はなぜあるの？

肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれるほどがまん強く、自覚症状が出にくいのが特徴です。また定期健康診断で測定する肝機能検査では肝炎の発症がわからないこともあります。気づかぬうちに肝炎ウイルスが肝臓の機能を奪うことを未然に防ぐために、肝炎ウイルス検査を実施することをお勧めします。

肝炎ウイルス検査の受診のすすめ

肝炎ウイルス検査は通常は一生に1度で十分といわれており、当社では今年度より定期健康診断、雇い入れ時健康診断に併せて検査ができるようになりました。特に以下の方には検査の受診をお勧めします。

- 過去に検査を受けたことがない方
- 過去の健診等で肝機能異常を指摘されたが、以後肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
- 1992(平成4)年以前に輸血を受けた方
- 大きな手術を受けた方
- 血液凝固因子製剤またはフィブリノーゲン製剤を投与された方
- 長期にわたり血液透析を受けている方
- 臓器移植を受けた方
- 薬物濫用者、入れ墨をしている方
- ボディピアスを施している方

感染していること（検査結果が陽性）が分かったら

定期的に肝臓の状態を確認する必要がありますので、かかりつけ医や医療機関を受診し必要に応じて適切な治療を受けましょう。また肝炎ウイルスは日常行為、例えば会話や握手、会食、血液や体液がついていない場所（椅子、床、ドアノブ、便座等）を介して伝播することはないため、神経質になる必要はありません。ただし歯ブラシの共用や、傷口や皮膚炎を直接触るなど血液や体液への接触は避ける必要があります。陽性の場合には、家族やパートナーの検査も含め、主治医に相談しましょう。

社内問い合わせ先

安全衛生担当者〇〇 内線〇〇 外線〇〇
わからないことがあれば、お気軽にご相談ください。

会社が独自で実施する場合の同意書例 1

図2 ホームページに掲載した事業所が検査を実施する場合の同意文書例

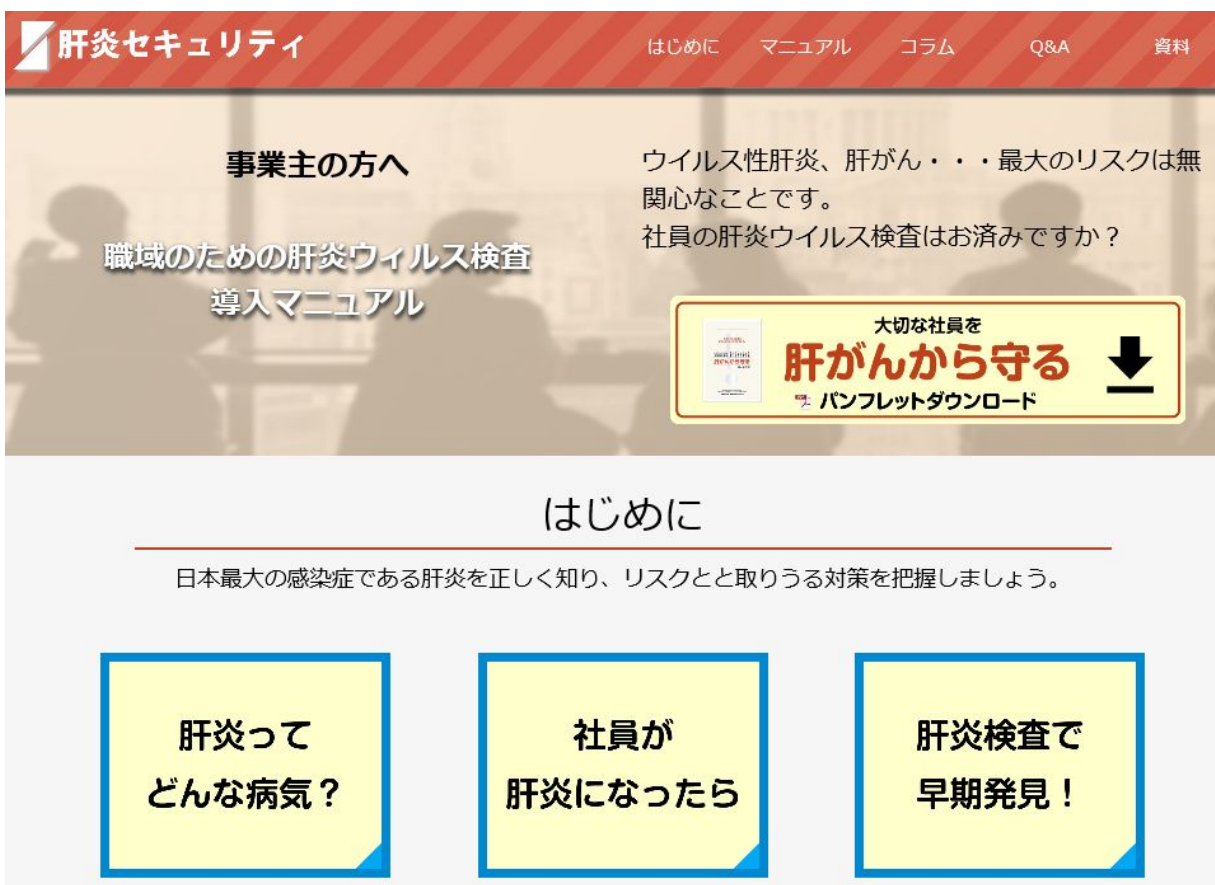


図3 ホームページに掲載した導入部分と肝炎ウイルス検査啓発リーフレットのダウンロードタブ

肝炎検査を実施するには

3種類の実施方法を紹介しています。クリックするとマニュアルが表示されます。

実施の流れ

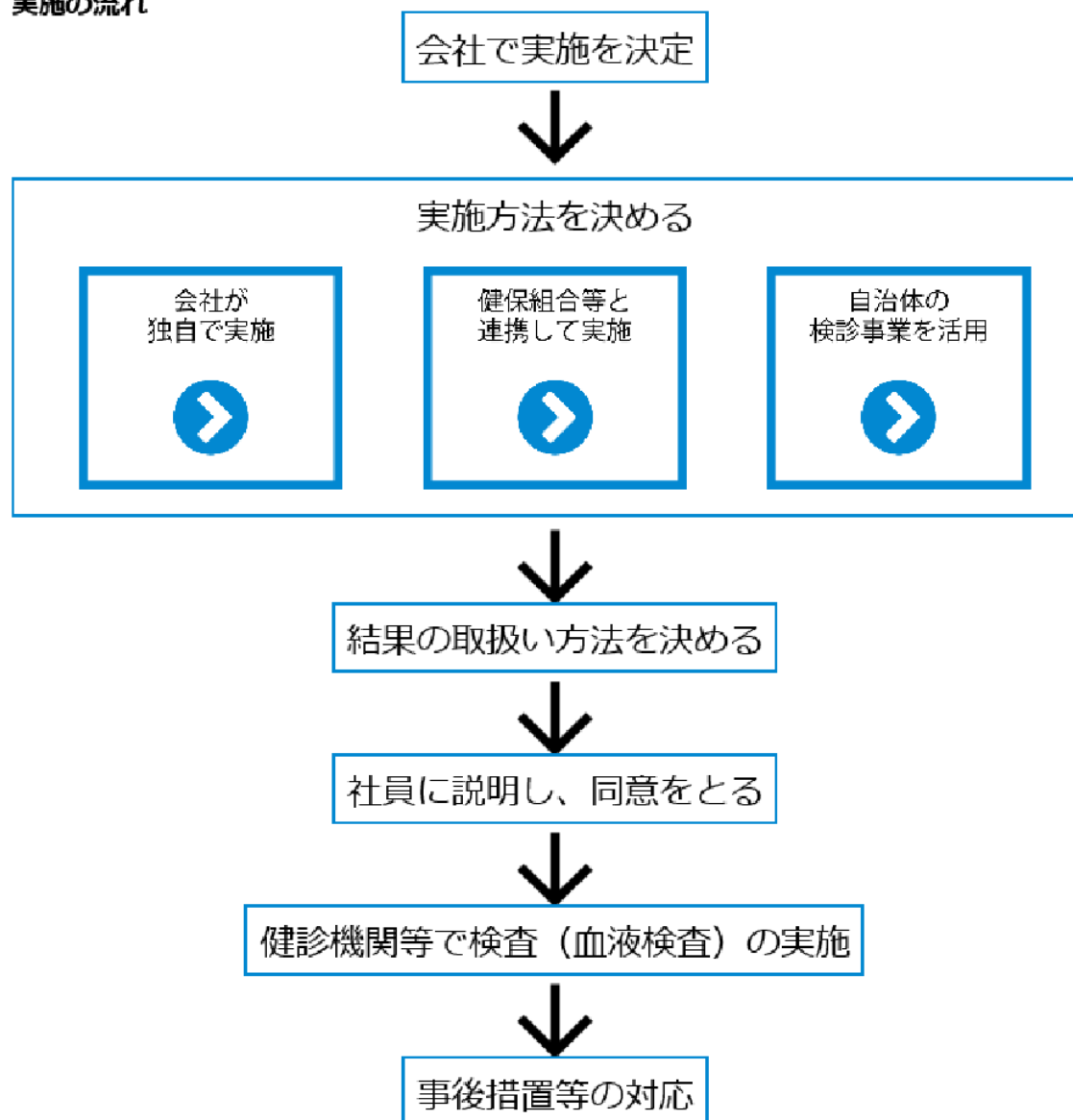


図 4 ホームページに掲載した肝炎検査の実施の流れ

Q&A

とくに事業所の立場にたった疑問にお答えします

- 1.陽性者の医療機関への受診指示は自由の阻害になりませんか？
- 2.会社が結果を取得する場合の結果の保存期間や、社員から消去してもらいたいという申出があった場合の対応は？
- 3.過去に受検歴（医療機関）のある人が新たに検査を希望しています（記憶が曖昧、最近思い当たる節があって調べたい等）。受けさせるべきでしょうか？
- 4.検査の実施に関する労使間の同意には有効期限がありますか？（審議の更新はすべきか？）
- 5.肝炎ウイルス検査の結果が漏えいした場合、どのような責任を問われますか？
- 6.採用前に肝炎ウイルス検査の結果提出を求めることはできますか？
- 7.雇入れ時の健康診断を雇入れ前に実施しています。雇入れ時の健康診断項目に肝炎ウイルス検査を追加する場合には、雇入れ前に結果の取得をすることになってしまいますが、問題ないですか？
- 8.若い人や、輸血や手術を受けたことのない人でも検査を受ける必要がありますか？
- 9.会社が検査結果を管理する場合、精密検査の結果も本人から聞いてもよいですか？
- 10.身の回りに肝炎ウイルス検査が陽性の人がありました。感染を防ぐにはどのようなことに注意すれば良いですか？
- 11.検査結果が陽性だった場合に、配置転換が必要な職種はありますか？
- 12.検査結果が陽性だった場合に、どのような医療機関の受診したらよいのか？

図 5 ホームページに掲載した補足が必要な項目に関する Q&A